

■表2：正規保育士数と年間平均支給額（平成22年度）

	正規職員(人)	平均支給額(円)
20才代	90	3,809,591
30才代	77	3,965,822
40才代	65	7,314,027
50才代	62	8,782,570
合計	294	5,674,022

■表3：正規保育士の新規採用者数の推移

	新規採用数	備考
平成20年度	7名	
平成21年度	25名	増減なし
平成22年度	28名	8名増
平成23年度	22名	7名増
平成24年度	19名	5名増(待機児童対策)
合計	101名	

■表4：利用者の利用施設に対する満足度（平均評価点）

	公立保育所	民間保育所
通園距離や立地条件	3.43	3.41
建物・設備	2.92	3.26
対象となる保育年齢	3.82	3.81
園長や保育者の対応	3.50	3.53
保育者の人員配置	3.32	3.45
保育の内容	3.26	3.50
園の方針	3.39	3.50
保育料	2.37	2.54
保育時間	3.28	3.37
給食の内容	3.65	3.77
子どもが喜んで通園している様子	3.65	3.74
保護者同士の交流	3.11	3.20
(集計対象者数)	(907名)	(849名)

※施設を利用している方からの評価  
 ※平成23年に市がアンケートを実施  
 ※平成23年度包括外部監査の結果報告書より抜粋

■表5：年代別退職者数の変化

平成18年度	退職者	うち精神系疾患	平成23年度	退職者	うち精神系疾患
30才代未満	6	4	30才代未満	7	7
30才代	20	14	30才代	4	3
40才代	16	11	40才代	13	11
50才代以上	15	7	50才代以上	13	5
合計	57	36	合計	37	26

(人)

(人)

■表6：私傷病療養休暇の取得人数

平成23年度	30日未満	30日以上	60日以上	合計
30才代未満	3	4	10	17
30才代	19	9	7	35
40才代	21	9	14	44
50才代以上	25	7	17	49
合計	68	29	48	145

(人)

■表7：懲戒処分の推移

年度	処分件数
平成19年	4
平成20年	7
平成21年	5
平成22年	4
平成23年	2
平成24年	2

(件)

■西宮市職員の分限処分に関する指針（概要）

第1 策定の目的

この指針は、公務の適正かつ能率的な運営を確保するため、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項に定める分限処分を行う場合の具体的な手続き等を定めることを目的とする。

第3 所属長等及び職員の責務

所属長： 職員の指導・育成、状況の把握等

職員： 職務能力の維持・向上、療養の専念等

第2 分限事由に該当する事案

(1) 勤務実績不良 <法第28条第1項第1号関係>

担当業務を遂行してその職務を果たすべきであるにもかかわらず、その実績が不十分な場合

- 勤務を欠くことにより職務を遂行しなかった
- 割り当てられた特定の業務を行わなかった
- 不完全な業務処理により職務遂行の実績がなかった
- 業務上の重大な失策を犯した

(2) 適格性欠如 <法第28条第1項第3号関係>

簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に起因して業務の円滑な遂行に支障がある、又は支障を生ずる見込みが高いと認められる場合

- 職務命令に違反したり、職務命令(受診命令含む)を拒否した
- 上司等に対する暴力、暴言、誹謗中傷を繰り返した
- 協調性に欠け、他の職員と度々トラブルを起こした

(3) 心身の故障 <法第28条第1項第2号関係>

将来回復の可能性がない、又は心身の故障による休職の期間中には回復の見込みの乏しい長期の療養を要する疾病のため、職務の遂行に支障がある、又は職務の遂行に堪えないと認められる場合

- 病气休職期間が3年満了(同類疾病は期間を通算)
- 今後回復して就労が可能となる見込みがない

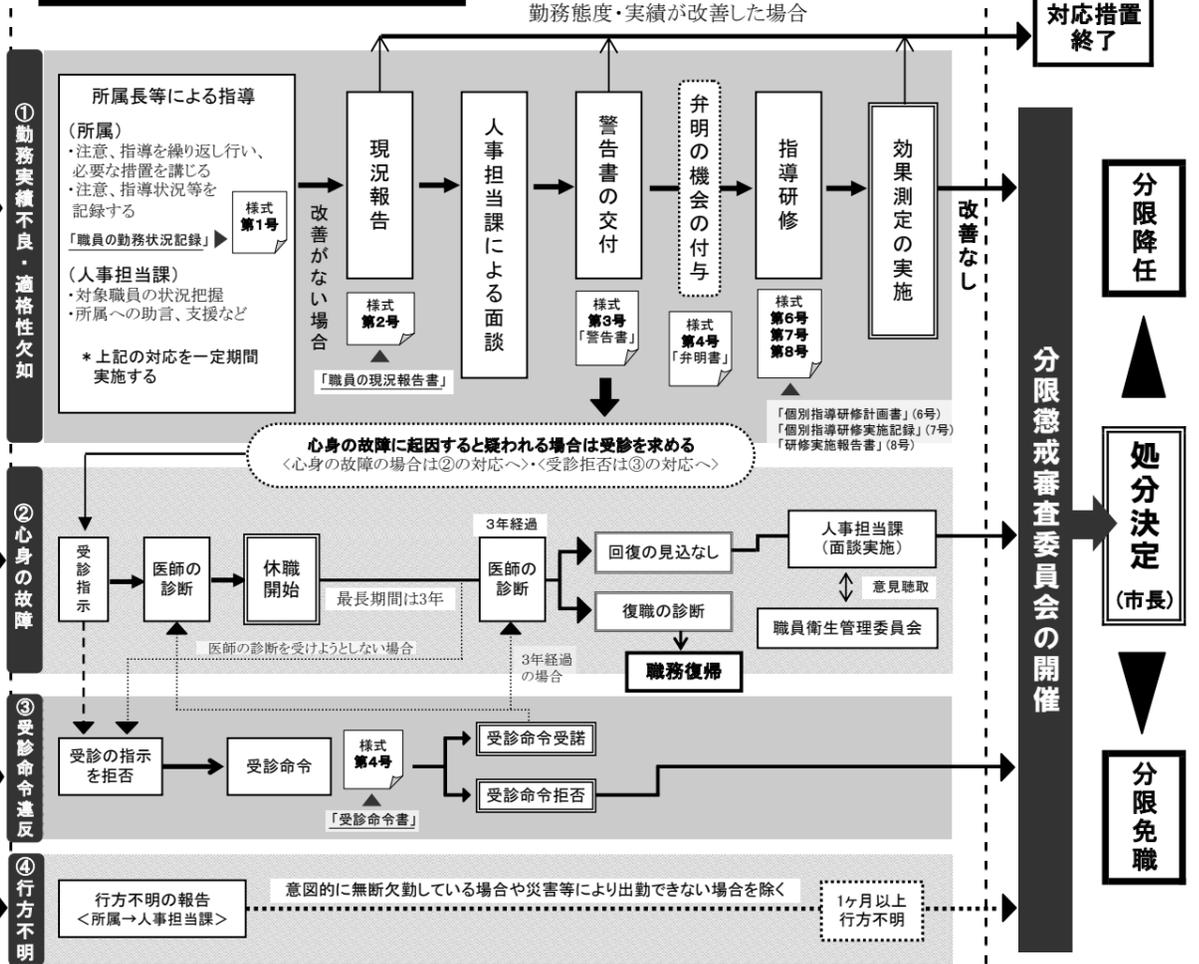
(4) 受診命令違反 <法第28条第1項第3号関係>

勤務実績不良若しくは適格性欠如の状態が心身の故障に起因することが疑われるため、医師の診断を受けることを命令したにもかかわらず、正当な理由なくこれに従わない場合

(5) 行方不明 <法第28条第1項第3号関係>

原則として1月以上にわたり行方不明の状態が継続している職員

第4 対応措置（手続きを明確化）



分限降任

処分決定  
(市長)

分限免職